

一般廃棄物収集運搬業許可申請の手引き
(し尿及び浄化槽汚泥)

郡山市3R推進課

令和5年1月

I 許可申請書作成の基本的留意事項

1 許可申請の種類と申請手数料

申請手数料は、現金でお支払ください。

許可の種類	新規許可申請	更新許可申請
一般廃棄物収集運搬業	10,000円	10,000円

2 申請の際の留意事項

① 申請書の提出は予約制になりますので、事前に電話にて予約してください。

【予約電話番号 024-924-2181 (3R推進課指導係)】

なお、郵送による申請書の提出は受け付けておりません。

② 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。

③ 申請書類・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。

④ 申請書の綴り込みは、背表紙に申請者名を記載したA4版の二穴あきファイルを使用し、別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴じて、インデックスを付けてください。

⑤ 申請書の提出は2部です。正本以外は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

⑥ 更新許可申請の場合、許可期限の2ヶ月前を目安に受け付けます。

⑦ 必要書類に不足、不備がある場合は、申請を受理できない場合があります。

II 許可申請書記載要領

○ 新規・更新

申請書の種類	記入要領及び注意事項
第6号様式 (第14条関係)	(1) 申請年月日 申請書を審査後、受理された時点で記入してください。 (2) 申請者の住所及び氏名 ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称、代表者の職及び氏名を記入し、印鑑登録をしている代表者印を押印してください。 ② 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入し、実印を押印してください。 (3) 当初許可年月日及び許可番号 新規許可を受けた年月日及び現在の許可番号を記入してください。新規許可申請の場合は記入不要です。 (4) 取り扱う一般廃棄物の種類 取り扱う一般廃棄物を記入してください。 (5) 事務所及び事業場の所在地 ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行う全ての事務所を記入し、本支店の別、事務所の名称及び所在地を記入してください。 ② 事業場は、すべての運搬車両の駐車場の名称及び所在地を記入してください。 (6) 事業の用に供する施設の種類及び数量 運搬車両は、車体形状（自動車検査証を参照）及び台数を記入してください。 (7) 既に取得している（特別管理）産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業の許可取得状況について記入してください。 申請中の場合には、その申請書の受理年月日を記入してください。 (8) 許可証の写しを添付してください。
【第2面】	(9) 申請者 個人、法人の別により記入してください。 (10) 法定代理人 法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。 (11) 法第7条第5項第4号次に規定する役員 申請者が法人である場合、法人、法人役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。

<p>【第3面】</p>	<p>(12) 発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合）</p> <p>① 発行株式の総数及び出資の額を記入してください。</p> <p>② 該当する者の氏名（法人にあっては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額及びその割合、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。</p> <p>(13) 令第4条の7に規定する使用人 ※（申請者が法人である場合）</p> <p>当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。</p> <p>※ 本店又は支店（使用人以外の者にあつては、主たる事業所又は従たる事務所）の代表者又は継続的に業務を行なうことが出来る施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者</p>
---------------------	---

III 添付書類記載要領

書類の種類	記入要領及び注意事項
1 事業計画書 第1号	(1) 記入例を参考にしてください。
2 運搬施設の 概要 第2号	(1) 運搬施設の概要 ① 運搬車両一覧 ア 運搬車両は、自動車検査証を参照して記入してください。 イ 備考欄には、所有・使用・借用の別（自己所有の場合は「所有」、使用権原がある場合は「使用」、借用の場合は「借用」）を記入してください。 ウ 事務所の所在地、所有者及び運搬車両の駐車を記入してください。駐車が複数箇所ある場合又は複数の土地にまたがる場合は、全ての土地について記入してください。 エ 所有権又は使用権について、自己所有の場合は「所有」、借用の場合は「借用」と記入してください。 (2) 使用器材及び使用器具一覧 当該業務を行うために使用する器材及び器具を記入してください。
3 収集運搬業 従事者名簿 第3号	(1) 許可を受けようとする業を行う従業員の職名、氏名、生年月日及び住所を記入してください。 (2) 当該業務に従事する従業員以外については記入不要です。
4 身分証明書の写し	(1) 従事者名簿に記載した従業員の身分証明書（事業主が発行するもの）の写しを添付してください。（記入例参照）
5 事務所及び 駐車場の位 置図及び見 取り図	(1) 位置図 1/5,000 又は 1/2,500 程度の地形図等に朱書きで位置を明示してください。 (2) 見取り図（記入例参照） ① 周辺の建物等の状況が分かる住宅地図等に朱書きで、事務所の位置及び車両の駐車位置を明示してください。 ② 駐車場の敷地内の車両配置がわかる模式図を添付してください。
6 施設の写真 第4号の1	(1) 運搬車両を駐車してある駐車場で、車体全体を撮影してください。申請した駐車場以外での撮影は不可です。 (2) 表示の文字の大きさは、1文字概ね10cmから15cmの丸ゴシック体とします。 (3) 新規許可申請の場合、許可後に許可番号を表示した写真を提出してください。

	<p>(4) 前方写真 ナンバープレートがわかるように撮影してください。</p> <p>(5) 後方写真 ナンバープレートがわかるように撮影してください。</p> <p>(6) 側面写真 氏名又は名称及び許可番号がわかるように撮影してください。</p> <p>(7) 運搬車両表示が判読できない場合は、拡大写真も撮影してください。</p>
7 施設の写真 第4号の3	<p>(1) 事務所 事務所全体を撮影してください。</p> <p>(2) 駐車場 運搬車両の駐車位置が確認できるように撮影してください。</p>
8 自動車検査 証（自動車 検査証記録 事項）	<p>(1) 運搬車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項） 有効期限内のものを添付してください。</p> <p>(2) 運搬施設等の所有権を有しない場合（自動車検査証の所有者又は使用者に申請者の記載がない場合）は、当該施設を使用する権原を証する書類（使用承諾書又は賃貸借契約書等の写し）を添付してください。</p>
9 事務所及び 駐車場に使用 する土地 の登記事項 証明書等	<p>(1) 事務所に使用する土地及び駐車場に使用する土地の所有権を有しない場合は、当該土地を使用する権原を有する書類（土地の使用承諾書又は賃貸借契約書等の写し）を添付してください。</p> <p>(2) 事務所の所有権を有しない場合は、当該土地を使用する権原を有する書類（土地の使用承諾書又は賃貸借契約書等の写し）を添付してください。</p> <p>(3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。</p> <p>(4) 当該土地が、事務所及び駐車場としての利用が制限されている地目等の場合、別途、追加資料の提出を求める場合があります。 (地目が農地の場合、農地転用許可証の写し等)</p>
10 当該事業を 行うに足り る技術的能 力を説明す る書類	<p>(1) 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物収集運搬・処分業者講習の修了証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 講習会の修了者は次に掲げる者とします。</p> <p>① 法人にあつては、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第4条の7に規定する使用人）であること。</p> <p>② 個人においては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第4条の7に規定する使用人）であること。</p>
11 業務経歴書 第5号	<p>(1) 申請者が法人の場合において、事業の経歴、各自治体における許可取得の経歴及び各自治体における行政処分・刑罰の経歴を年月順に記入してください。</p>

12 履歴書 第6号	(1) 申請者が個人の場合において、学歴、各自治体における許可取得の経歴及び各自治体における行政処分・刑罰の経歴を年月順に記入してください。
13 事業の開始 に要する資 金の総額及 びその資金 の調達方法 等を記載し た書類 第7号	(1) 事業の開始に要する資金の総額の欄については、今後1年間に必要な資金の総額を記載し、調達方法の欄にその資金の調達方法を記入してください。 (2) 借入金がある場合は、融資証明書（原本）を添付してください。 (3) 新たな資金の必要がない場合は、「その他」の欄にその理由を示してください。
14 過去3年間 の決算報告 書	(1) 申請者が法人である場合において添付してください。 (2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表が記載されたものを添付してください。 (3) 新たに法人を設立し過去の決算報告者がいない場合は、今後5年間の事業収支計画書（任意様式）を添付してください。 (4) <u>過去の経営状況が悪い場合(直前期が債務超過や無税が2期以上続く場合等)は、その理由と改善計画書を提出してください。</u> <u>場合によっては、公認会計士又は中小企業診断士等の専門的知識を有する者が作成した診断書等の提出を求めることがあります。</u>
15 資産に関する 調書 第8号	(1) 申請者が個人である場合において添付してください。 (2) 自己の所有する資産について、資産・負債別に種類ごとに記入してください。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行された <u>固定資産証明書及び金融機関が発行する預貯金残高証明書を添付してください。</u>
16 納税証明書 (その1・ 納税額等証 明用と明記 されている もの)	(1) 申請者が法人である場合においては、過去3年間の法人税の納税証明書（その1・納税額等証明用と明記されているもの）を添付してください。 (2) 申請者が個人である場合においては、過去3年間の所得税の納税証明書（その1・納税額等証明用と明記されているもの）を添付してください。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。 (4) 申請者が個人であって、確定申告者以外の者は、過去3年間の源泉徴収票の写しを添付してください。
17 定款又は寄 付行為及び 登記事項証 明（履歴事	(1) 申請者が法人である場合において添付してください。 (2) 定款及び登記事項証明には、一般廃棄物の取扱いを業とする規定があること。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

項全部証明書)	
18 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)	<p>(1) 申請者が個人である場合において添付してください。</p> <p>(2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 地方法務局に申請書があり東京法務局へ申請するもので、申請者が成年被後見人、被保佐人に該当しない旨を記載した書類</p> </div> <p>※ 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。</p>
19 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	<p>(1) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合において添付してください。</p> <p>(2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたものであること。</p> <p>※ 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。</p>
20 法人役員等の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	<p>(1) 申請者が法人である場合において、法第7条第5項第4号又の規定する役員(監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)のものを添付してください。</p> <p>(2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたものであること。</p> <p>※ 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。</p>

<p>21 株主又は出資者の住民票の写し及び登記事項証明書（登記されてないことの証明書）若しくは法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</p>	<p>(1) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合において添付してください。</p> <p>(2) 該当する者が個人の場合には、その者の本籍が記載された住民票の写し（住民票抄本及び登記事項証明書（登記されてないことの証明書）、法人の場合には、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。</p> <p>(3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。</p> <p>※ 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、必要に応じて追加書類の提出を求めます。</p>
<p>22 令第4条の7に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書（登記されてないことの証明書）</p>	<p>(1) 令第4条の7に規定する使用人がいる場合において添付してください。</p> <p>(2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し（住民票抄本）については本籍が記載されたものであること。</p> <p>※ 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、必要に応じて追加書類の提出を求めます。</p>
<p>23 誓約書第9号</p>	<p>(1) 申請者、法定代理人、役員が、100分の5以上の株主又は出資者及び令第4条の7に規定する使用人が、欠格要件である法第7条第5号のイからルまでに該当しないことを誓約する書面です。</p>
<p>24 印鑑証明書</p>	<p>(1) 申請者（法人にあつては代表者）の印鑑証明書であつて、当該申請書に押印するものと同じものを添付してください。</p> <p>(2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。</p>

No	書類の名称等	様式	確認	備考
—	許可申請書	第6号様式 (第14条関係)	<input type="checkbox"/>	
—	法定代理人・株主等調書	第2面・第3面	<input type="checkbox"/>	
—	許可証の写し	—	<input type="checkbox"/>	許可を有している 場合
1	事業計画書	第1号	<input type="checkbox"/>	
2	運搬施設の概要	第2号	<input type="checkbox"/>	
3	従事者名簿	第3号	<input type="checkbox"/>	
4	身分証明書の写し	—	<input type="checkbox"/>	
5	事務所の位置図及び見取り図	—	<input type="checkbox"/>	
	駐車場の位置図及び見取り図	—	<input type="checkbox"/>	
6	施設の写真（車両）	第4号の1	<input type="checkbox"/>	
7	施設の写真（事務所及び駐車場）	第4号の2	<input type="checkbox"/>	
8	自動車検査証の写し（自動車検査証記録事項）	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない 場合
	自動車借用書等	—	<input type="checkbox"/>	
9	土地の登記事項証明書	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない 場合
	土地の賃貸借契約書等	—	<input type="checkbox"/>	
	事務所の賃貸借契約書等	—	<input type="checkbox"/>	
10	講習会修了証の写し	—	<input type="checkbox"/>	
11	業務経歴書	第5号	<input type="checkbox"/>	申請者が法人である 場合
12	履歴書	第6号	<input type="checkbox"/>	申請者が個人である 場合
13	資金計画書	第7号	<input type="checkbox"/>	
14	決算報告書	—	<input type="checkbox"/>	申請者が法人である 場合

No	書類の名称等	様式	確認	備考
15	資産に関する調書	第8号	<input type="checkbox"/>	申請者が個人である場合
16	納税証明書	—	<input type="checkbox"/>	
17	定款又は寄付行為	—	<input type="checkbox"/>	申請者が法人である場合
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
18	申請者の住民票の写し（住民票抄本）	—	<input type="checkbox"/>	申請者が個人である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
19	法定代理人の住民票の写し（住民票抄本）	—	<input type="checkbox"/>	申請者が未成年者である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
20	法人役員等の住民票の写し（住民票抄本）	—	<input type="checkbox"/>	申請者が法人である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
21	株主又は出資者の住民票の写し（住民票抄本）	—	<input type="checkbox"/>	株主等が個人である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	<input type="checkbox"/>	株主等が法人である場合
22	使用人の住民票の写し（住民票抄本）	—	<input type="checkbox"/>	使用人がいる場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
23	誓約書	第9号	<input type="checkbox"/>	
24	印鑑証明書	—	<input type="checkbox"/>	

※ 申請書に記入する申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入すること。

例えば「渡邊」を「渡辺」、「～12番地3」を「～12-3」等と記入しないこと。

許可申請書及び添付書類等の記入例

第6号様式（第14条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書

受理された時点で記入するので、
空欄で持参してください。

年 月 日

郡山市長

申請者 住所又は所在地 〒000-0000
 福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名又は名称及び 〇〇〇〇株式会社
 代表者の職・氏名 代表取締役〇〇〇〇 印
 電話番号 000-000-0000

印鑑登録をしている実印
を使用してください。

一般廃棄物収集運搬業の ~~許 可~~ 更新の許可 を受けたいので、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び

環境美化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

当初許可年月日及び許可番号	〇〇 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 第 〇〇 号
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）
事務所及び事業場の所在地	事務所 福島県郡山市〇〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-0000 ファクシミリ番号 000-000-0000
	事業場 福島県郡山市〇〇丁目〇番〇号 電話番号 000-000-000 ファクシミリ番号 000-000-0000
事業の用に供する施設（車両等）の種類及び数量	糞尿車 4 t 1台 糞尿車 2 t 1台
営業の区域	郡山市域内
他の市町村における廃棄物処理業許可取得状況	該当なし
関係書類及び図面	別添のとおり

ディスポーザ汚泥も扱っている場合は、し尿、浄化槽汚泥及びディスポーザ汚泥と記入

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入してください。			
(法人である場合)		住	所
(ふりがな) 名称			
〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社		福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号	
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
該当ない場合は「該当なし」と記入してください。			
(法人である場合)		住	所
(ふりがな) 名称			
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	0,000株		出資の額	00,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	

該当ない場合は「該当なし」と記入してください。

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

該当ない場合は「該当なし」と記入してください。

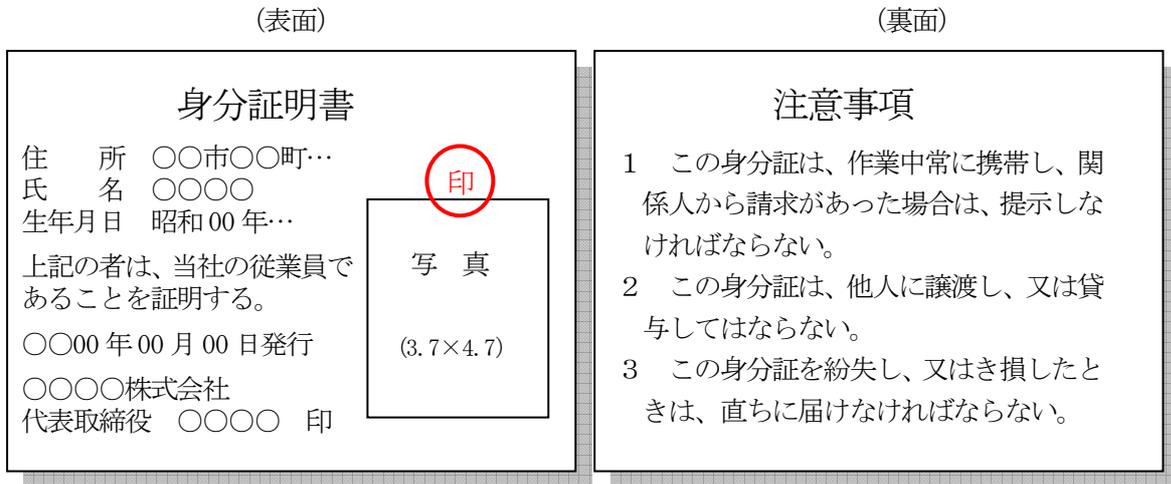
備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

【例】

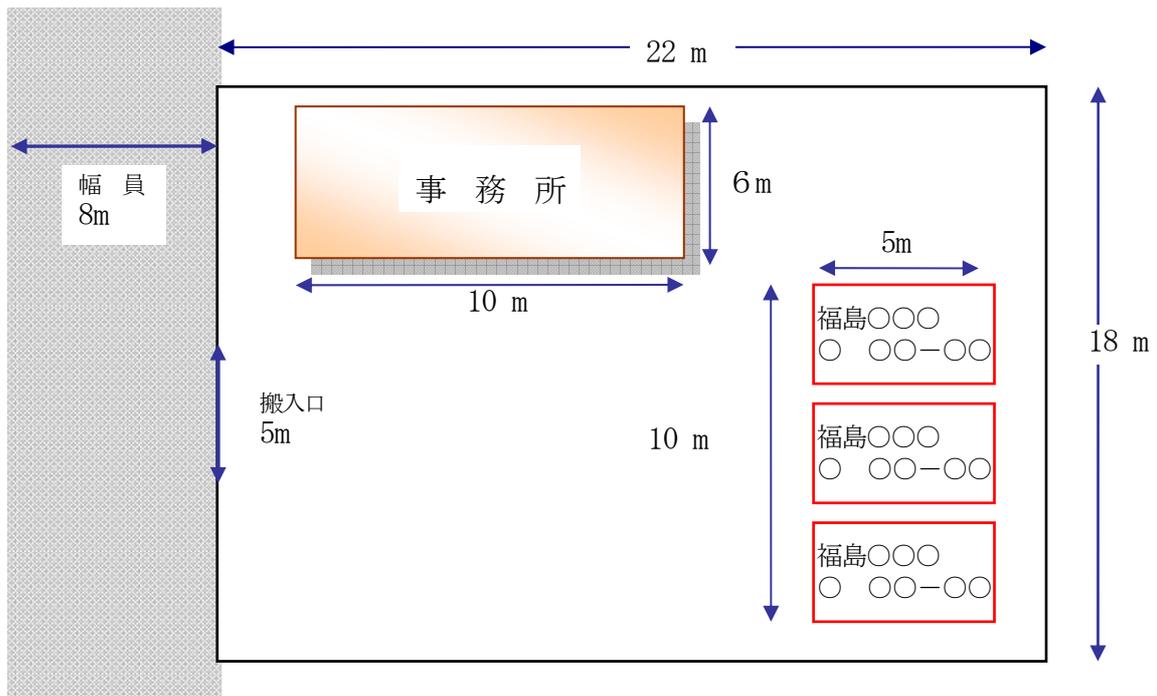
身分証明書の写し



【例】

事務所及び駐車場の見取り図

◆ 事務所及び駐車場 郡山市朝日○○丁目○番○号



ディスプレイ汚泥を扱っている場合は、その内容も記入してください。

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

1 事業概要

郡山市内のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥を郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センターへ搬入する。

2 収集運搬計画

種 類	件 数 (件)	取扱予定量 (kℓ)	備 考
し尿	000 (件)	0,000 (kℓ)	
浄化槽汚泥	000 (件)	0,000 (kℓ)	
農業集落排水 処理施設汚泥	00 (件)	0,000 (kℓ)	
合計 (kℓ)		0,000 (kℓ)	

3 環境保全措置の概要

一般廃棄物を飛散流出させない措置を講じるとともに、収集運搬車両の美化に努める。

4 営業区域

郡山地域内

様式第2号

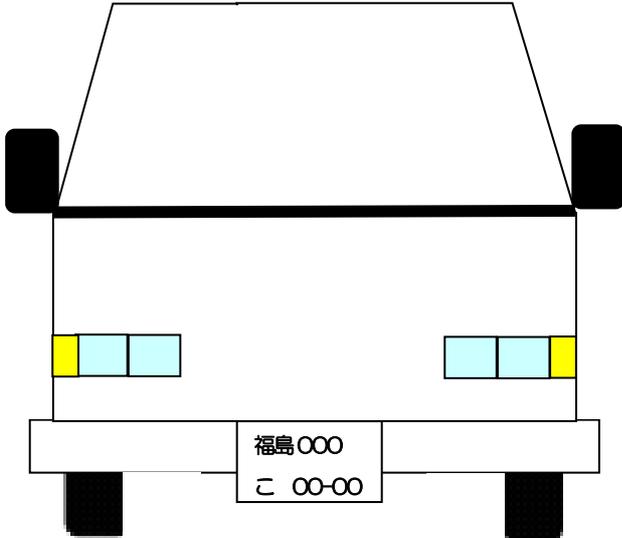
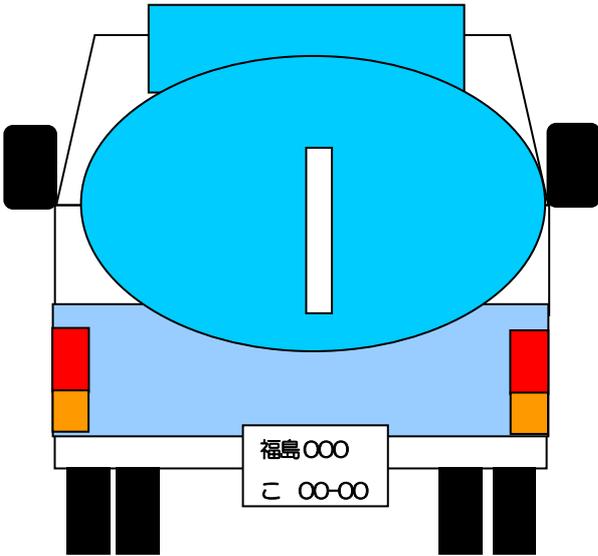
1. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧		自動車検査証に表示されたとおりに記入してください。			
	車体の形状	種別・用途	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備 考
1	糞尿車	普通特殊	福島000 こ00-00	4,000 kg	所有
2	糞尿車	普通特殊	福島000 こ00-00	1,800 kg	所有
3					
4					
5					
6					
7					
事務所の所在地		福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号	所有者	〇〇〇〇株式会社	
駐車場の所在地		福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号	所有者	〇〇〇〇株式会社	
(2) 使用器材及び使用器具					
	名 称	数 量	設置箇所	備 考	
1	脱臭装置	2	車両		
2	バケツ	2	車両		
3	掻き出し棒	2	車両		
4	汲み取りホース受皿	2	車両		
5	ほうき	2	車両		
6	器具入れ	2	車両		
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

様式第3号

収集運搬業従事者名簿 (〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日現在)			
職名	氏名	生年月日	住所
運転手	〇〇〇〇	昭和 00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
運転手	〇〇〇〇	昭和 00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
作業員	〇〇〇〇	平成 00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
			

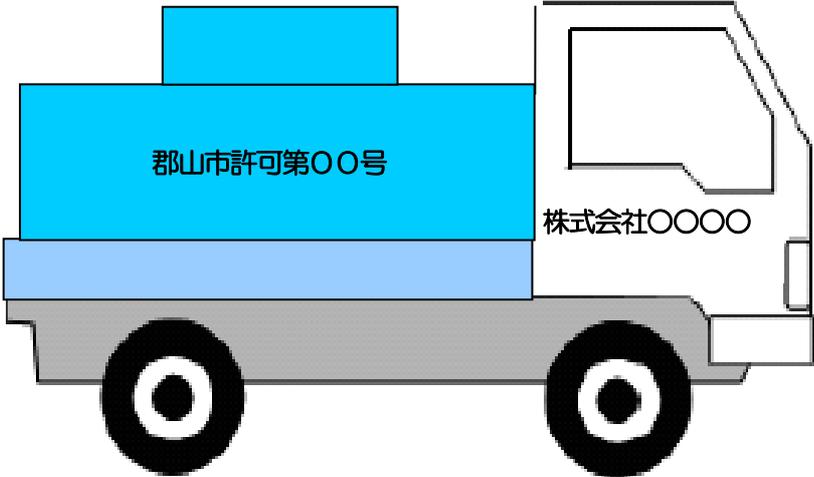
運搬車両の写真（その1）

撮影日 ○○○年○○月○○日

自動車登録番号	福島 000 こ 00-00	車両の名称	2トン 糞尿車
前方写真			
後方写真			

運搬車両の写真（その2）

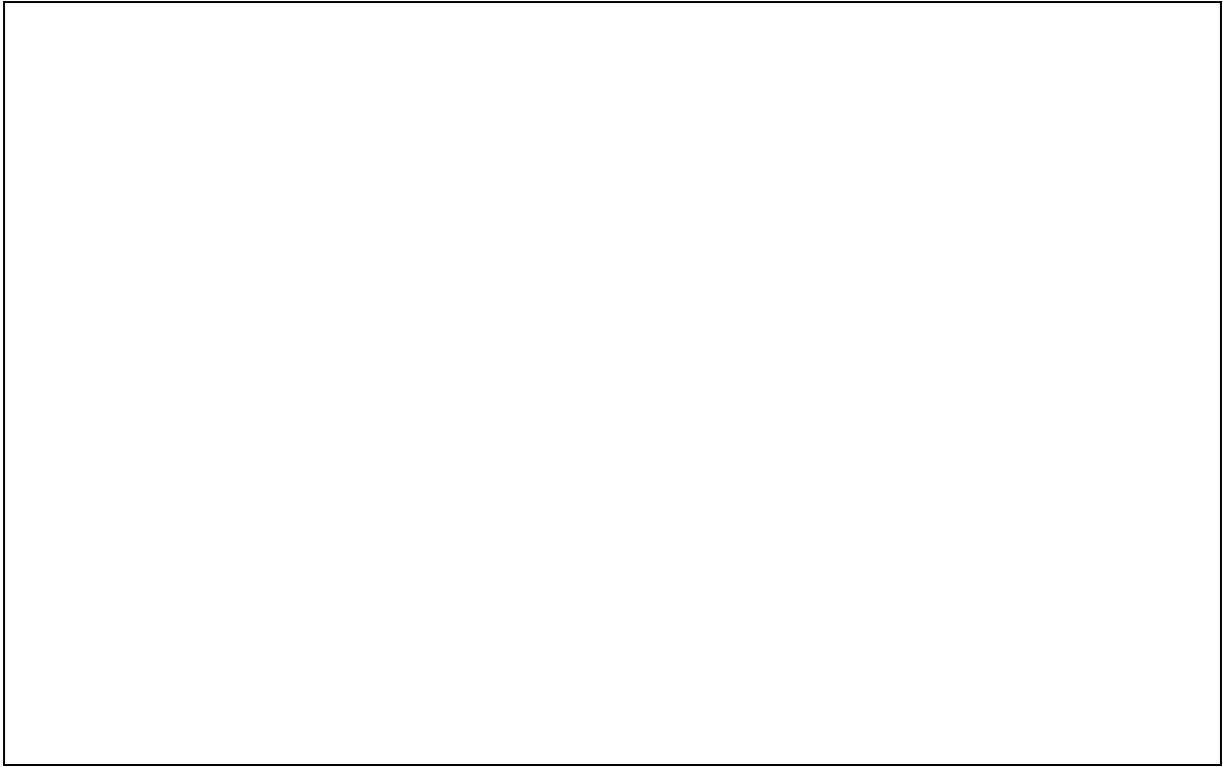
撮影日 ○○○年○○月○○日

自動車登録番号	福島 000 こ 00-00	車両の名称	2トン 糞尿車
右側面写真			
左側面写真			

様式第4号の2

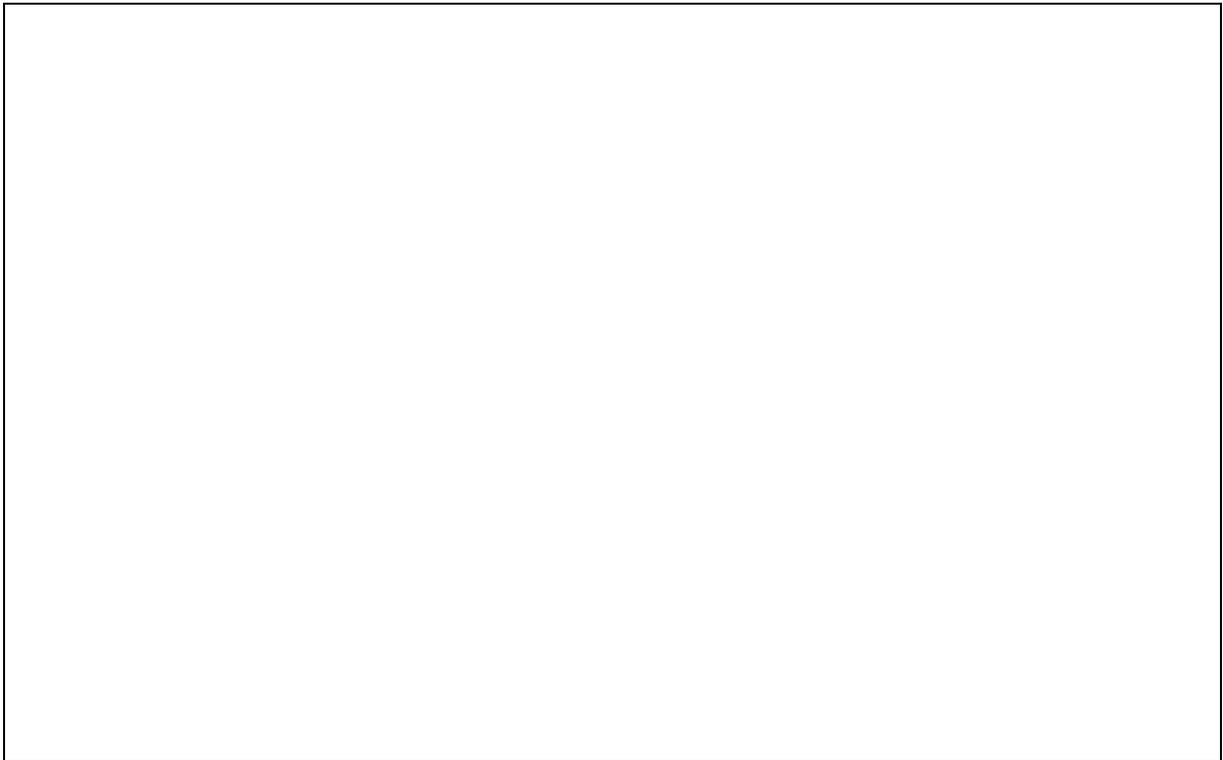
事務所の写真

撮影日 年 月 日



駐車場の写真

撮影日 年 月 日



業 務 経 歴 書

		〇〇〇年〇〇月〇〇日現在	
ふりがな	〇〇〇〇	代表者の 氏 名	〇〇〇〇
名 称	〇〇〇〇株式会社		
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇		電話番号
住 所	〒 (〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇郡山市〇〇一丁目〇番〇号		〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

	年号	年	月	事 項
業 務 経 歴	昭和	00	00	個人創業 郡山市一般廃棄物収集運搬業許可取得
	昭和	00	00	法人設立 資本金 〇,〇〇〇千円
	平成	00	00	現住所に移転
行政 処分 歴・ 刑罰 歴				なし

履 歴 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

ふりがな	〇〇〇〇		印
氏名	〇〇〇〇株式会社		
ふりがな	〇〇〇〇〇〇〇〇	電話番号	
住所	〒(000-0000) 〇〇県〇〇郡山市〇〇一丁目〇番〇号		000 (000) 0000

	年号	年	月	事 項
履 歴	昭和	00	00	〇〇〇〇卒業
	昭和	00	00	株〇〇〇〇入社
	昭和	00	00	株〇〇〇〇退社
	昭和	00	00	個人創業 郡山市一般廃棄物収集運搬業許可取得
行政処分歴・刑罰歴				なし

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳	金 額 (千円)
事業開始に要する 資金の総額	〇〇〇千円 資金を必要としない場合は「0」と記入してください。
土 地	福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号 〇〇〇㎡ 評価額 〇, 〇〇〇千円
事 務 所	福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号 鉄骨造 〇〇〇㎡ 評価額 〇, 〇〇〇円
収集運搬車両	車両 〇台 取得価格 〇〇, 〇〇〇千円
積 保 施 設	
調 達 方 法	
自 己 資 金	〇, 〇〇〇千円
自 己 資 金	〇, 〇〇〇千円
借 入 金	〇, 〇〇〇千円
(借入先名)	〇〇銀行〇〇支店
	融資証明書 (原本) を添付してください。
調 達 方 法	
そ の 他	
	資金を必要としない場合は、 「既存施設を使用するため、新たな資金を必要としません。」等と、 資金不要の理由を記入し、他は空欄にしてください。
増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。	

資 産 に 関 す る 調 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金		〇, 〇〇〇千円
有価証券	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇株	〇〇〇千円
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	〇〇県〇〇市… (他)	〇〇筆 〇, 〇〇〇m ²	〇, 〇〇〇千円
建 物	〇〇県〇〇市… (他)	〇〇棟 〇〇〇m ²	
備 品	パソコン	〇台	〇〇〇千円
車 両	トラック他	〇台	〇〇, 〇〇〇千円
その他			
資 産 計			〇〇, 〇〇〇千円

負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			〇, 〇〇〇千円
短期借入金			
未払金			〇〇〇千円
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			〇, 〇〇〇千円

※ 固定資産証明書及び金融機関の預貯金残高証明書を添付すること。

郡山市長

申請者、申請者の役員、政令で定める使用人（注1）、法定代理人、相談役又は顧問及び株主（出資者）が下記の欠格要件に該当しない者を誓約します。

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名（法人にあつては名称及び代表者名）
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

一般廃棄物収集運搬業許可申請の手引き
(し尿及び浄化槽汚泥)

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市 3R推進課

TEL 024(924)2181

FAX 024(935)6790